明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律（六七）　九
○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部を改正する法律（六八）　一〇
○銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（六九）　一五
○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（七〇）　一五
○鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（七一）　一九
○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律（七二）　四〇
○水循環基本法の一部を改正する法律（七三）　五二
○特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律（七四）　五五
○強制労働の廃止に関する条約（第百五号）の締結のための関係法律の整備に関する法律（七五）　五五

〔政　令〕
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（一六七）　五七
○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（一六八）　五七
○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一六九）　五八
○特定秘密の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七〇）　五八
○新技術等効果評価委員会令（一七一）　五九

〔条　約〕
○日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定（二）　六〇

〔府　令〕
○国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府三八）　六四
○生産性向上特別措置法施行令第一条各号列記以外の部分に規定する内閣府令で定める数等を定める内閣府令を廃止する内閣府令（同三九）　六五

〔府令・省令〕
○国家公安委員会・国土交通省関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令・国土交通省令の特例に関する措置を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通三）　六五

〔省　令〕
○生産性向上特別措置法に基づく手数料の納付手続の特例に関する省令を廃止する省令（財務四九）　六六
○租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（同五〇）　六七
○厚生労働省関係令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行規則（厚生労働一〇四）　六七

〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務一二）　六八
○国家公安委員会関係産業競争力強化法第十一条の規定に基づく内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令に規定する小型電動車に係る国家公安委員会が定める基準を定める件の一部を改正する件（国家公安委二八）　六八
○中小企業等経営強化法施行令第十五条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示の一部を改正する件（金融庁三六）　六九
○電気通信分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（総務一九四）　六九
○有線テレビジョン放送業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（同一九五）　六九
○地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（同一九六）　六九
○日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定の効力発生に関する件（外務二〇五）　七〇
○令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催に際し、令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第二十九条の規定に基づき、対象大会関係施設及び当該対象大会関係施設の区域並びに当該対象大会関係施設に係る対象大会関係施設周辺地域を指定する件（文部科学九二）　八一
○保育分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（厚生労働二三一）　八一
○障害福祉分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（同二三二）　八三
○介護分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（同二三三）　八三
○職業紹介事業・労働者派遣事業分野に係る事業分野別指針の一部を改正する件（同二三四）　八三
○産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法第十六条第三項の規定に基づき、外食・中食産業に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（厚生労働・農林水産三）　八四
○旅館業に係る事業分野別指針の一部を改正する件（厚生労働・国土交通一）　八四
○建設業分野に係る経営力向上に関する指針の一部を改正する件（国土交通五四二）　八五

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。